



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2025年
No.12
事例2

疑義照会・処方医への情報提供

投与量



事例

【事例の詳細】

患者は、以前より同一病院の内科と精神科の医師による訪問診療を受けており、処方された薬剤の調剤は当薬局が行っている。内科医から処方された定期薬30日分を交付した2週間後に、内科医からスピロラクトン錠50mgを25mgに減量するよう電話で指示を受けた。薬剤師は患者からスピロラクトン錠50mgを回収し、半錠にして渡し、内科医からの指示とその対応について薬剤服用歴に記録した。その後、内科医の往診が延期になったため、精神科医が往診した際に精神科の薬剤と一緒に内科の定期薬も処方された。その際、スピロラクトン錠は、前回処方時と同量の50mgで処方された。薬剤師は、前回の内科の処方と同じ内容であったため問題ないと判断し、処方通りに調製し交付した。その後、薬剤師が薬剤服用歴を再度確認したところ、前回の薬剤交付後に25mgへの減量の指示を受けて対応していたことに気付いた。

【推定される要因】

精神科医は、前回の内科の定期薬の内容を見て処方したが、内科医が処方後にスピロラクトン錠を50mgから25mgに減量したことは把握できなかった。薬局ではスピロラクトン錠が減量になったことを薬剤服用歴に記録していたが、その後の記録に埋もれており、薬剤師は気付かなかった。

【薬局での取り組み】

薬剤交付後に処方医から電話などにより用法・用量の変更の指示を受けた場合は、薬剤服用歴に記録を残すとともに、後日確認する際に変更内容を見逃さないよう電子薬歴システムの申し送り機能を活用する。



事例の ポイント

- 薬剤交付後に処方医から受けた用法・用量の変更や服薬中止の指示は、薬局のレセプトコンピュータの処方履歴には反映されないことから、薬局で対応した内容とともに薬剤服用歴などに記録を残しておく必要がある。
- 薬剤交付後に処方医から用法・用量の変更や服薬中止の指示があった際の薬局での対応から記録、次回調剤時の確認までの一連の作業について手順を定め、手順書に記載して薬局スタッフ全員で遵守することが重要である。
- 本事例のように、訪問診療では複数の医療機関・診療科の医師が関与するケースが見られる。患者の状態の変化や処方内容、薬局での対応を一元的に管理・共有するには、以下の方法を組み合わせて対応することが有用である。
 - ・ 電子薬歴システムの申し送り機能を活用し、申し送り事項が自動的に表示されるよう設定を行う。
 - ・ 電子薬歴システムとは別に、申し送り事項を記載した患者ファイルを作成する。
 - ・ 患者ごとに担当薬剤師を決めておく。
 - ・ ICT情報連携ツールなどを活用して、在宅医療に関わる複数の職種で情報を共有する。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通）FAX：03-5217-0253（直通）
<https://www.yakkyoku-hiyari.jcqhcc.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。